

## 第39回赤とんぼ 意見広告

# 今年も飛びます

「週刊金曜日」に内田樹が「イディオクラシー」について書いていた。初めての言葉で戸惑う。「知的無能が指導者の資質として肯定的に評価される」システムを言うらしい。二度ゆっくり読み返して「あ、今の政府のことだ」と思い至る。「愚者支配」と呼ぶ。

「昔の愚者は民衆の利害がなんであるかを理解する程度の知性は備えていたが、今の日本の統治者の無能と無知のレベルが限界を超えて、もはや民衆の利害がなんであるかがわからなくなっている。仕方がないから、とりあえず自分と縁故者の利害だけを専一的に図るだけで日々を過ごすようになった。」全く腹立たしい、今現実に困っている人たちを助けようともしない政府。コロナでどれだけの人たちが、職を追われただろう。子どもの貧困、就職浪人、お金はないのに奨学金の返済は待ってくれない。国民の税金は困窮者を助けるために使うのではないのか、何兆円も何の役にも立たない武器を買って背任罪にも問われない。理想を持たず想像力すらない人たちが国民を追い詰める。

アフガニスタンの砂漠を穀物地帯に変えた中村哲さん。医者として患者に向かい、どうしたら彼らの病気を治せるかを考えた末に水に辿り着く。医者、井戸を掘る。支援者からも無謀だと反対されながら、井戸を掘り運河を作り続けた。食べるために、生きていくために外人部隊で戦っていた住民たちが、井戸を掘るために運河を掘り起こすために、銃をつるはしやシャベルに持ち替えて中村さんの後に続いた。荒地は見事に緑地帯に、今も人々の命をつないでいる。中村さんがアフガニスタンの平和にどれ程貢献したかはかり知れない。その良心の人が凶弾に倒れる理不尽。

ダイナマイトを作ったノーベルは武器商人として大量の武器を売り込むことに躊躇しなかった。武器が抑止力になって戦争を止めると考えていたようだ。しかし現実には戦争はなくならなかった。彼は死の間際になって、平和について考えた。ノーベルは遺言の中で、平和賞についてこんな規定をしている。

『軍隊の廃止もしくは削減に尽力した人物に』  
(宮崎優子)



No.225号  
2021年4月27日  
発行人 宮崎 優子  
事務局 日高 礼子  
☎090-1166-4218  
㈹097-544-8892

## 安保法制違憲訴訟 第15回期日

5月20日(木)  
11:00~

大分地裁にて

終了後大分県弁護士会  
館で報告があります。  
傍聴しましょう!!

## 意見広告までの日程

6月19日(土) デザイン会議・集約校正作業

7月31日(土) 集約・校正作業

8月15日(日) 意見広告掲載

作業はいずれも13:00~

場所は市民活動・消費生活センター

ライフパル2F会議室

大分市府内町3-7(097-537-3770)

(府内五番街ローソン近くの交差点角)

※その他随時校正作業を行います

詳しくは090-1166-4218(日高)まで

# 被爆体験について

被団協大分  
M.Kさん

当時私は広島市南竹屋町の進徳女学校の寄宿舎に入っていました。学徒動員として千田町の貯金局の四階の事務所で被爆しました。

朝礼がすみ仕事にかかりました時、ピカ一と光ったと同時に人の血が私の顔に生ぬるく雨の様にかかるつて来て、私の体は爆風で隣の部屋にとばされ、体の上には机がかぶさつており何が起つたかと思い、部屋の中は夜の様に暗く、廊下に出ると女人人が頭から血をながして私にしがみついて来ました。恐ろしくなり振り払つてボロボロの階段を下までおりたのですが、出口が開いてなく押しつぶされそうになり窓ガラスの破れた所から外に出たのですが、外は電車の中に入がいるのに火が出ており、どんどんと逃げてくる人は人間の顔ではなく手の先には皮をぶらさげて着ているものはボロボロ、家の中からは助けを求めているのですが皆自分が早く火のない所へ逃げるのが精一杯で本当にこれが生地獄と思います。

私も手と首から出血していましたが、友達3人と一緒でしたのではげまされながらやつと火の気の無い烟の中に出了のですが今度は大粒の雨が降つてきて白い服がみるみる黒くそまりそれが恐ろしい放射能の雨とも知らずぬれました。

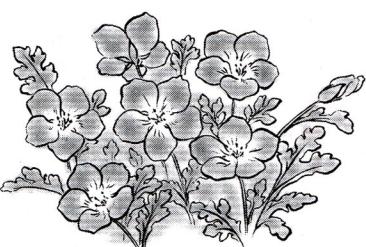
その日は友人の家に泊めて頂き、服がボロボロですので友人の家の人が着替えてくれようとしたのですが、人の血で固まつてあり、ハサミで切つて服をはぎ取つた様な状態でした。

次の日、自分の学校に行ってみなくてはと思い市内を3時間位歩いたのですが、道路はぎつしりと黒く焼けた人や怪我をした人、自分の肉親を搜し歩いている人がいる川には沢山の人が死んでいました。やっと学校に着いたのですが、校庭は生徒が沢山黒くなりたおれっていました。皆生き残った人は比治山の方へ収容されていましたが、校庭は生徒が沢山黒くなりた署名は随時「被団協」に送ります。協力ありがとうございます。

けど誰かわからない位怪我とやけで服も有り体についてなく、誰かお水をちょうだいと言つてゐる人がぎつしりと寝かされていて、中にはもうウジの様なものがはつてゐる人もいました。私の顔を見る「お母さんに知らせて」と言われるのですが私にはどうする事も出来ず「知らせてあげるので頑張りなさい」と言って宇品より船に乗つて帰つたのですが、家では父が戦地に行つていましたので、母が小さい妹2人を置いて私を捜しにいく事が出来ずに心配している所へ三日目に帰つたものですから、母がもう死んだものと思っていたので私の体をさわりまわして母と抱き合つて泣きました。

広島、長崎の人達は生きていても原爆の後遺症に苦しみながら生きていかなくてはならないです。『日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名』4月20日現在1団体17名の方から1069筆赤とんぼ事務局にいただきました。

## お知らせ



前回の会報でお願いした『日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名』4月20日現在1団体17名の方から1069筆赤とんぼ事務局にいただきました。

署名は随時「被団協」に送ります。協力ありがとうございます。

日本憲法は「押しつけられた憲法」なのか、ではそれを押しつけた側の憲法はどんなものなのか、調べながら2回にわけて書きます。

## 日本国憲法と合衆国憲法－それぞれの命題（1）

■ポツダム宣言の内容、國体護持派のクーデター）終戦までの出来事は＜ポツダム宣言7/26＞、＜ヒロシマ＞、＜ソ連の満州侵攻8/8＞、＜ナガサキ＞、＜國体護持の条件で受諾回答8/10＞、＜無条件降伏を天皇が決断した御前會議8/14＞、＜玉音放送阻止のための陸軍将校と近衛師団参謀による未遂クーデター「宮城事件」8/14夜＞、＜玉音放送8/15正午＞です。米国が文案作成したポツダム宣言には「日本国民を欺いて世界征服に乗り出す過ちを犯させた勢力を永久に除去」「無責任な軍国主義が世界から駆逐されるまでは」「即時無条件降伏以外の選択肢は迅速且つ完全なる壊滅があるのみ」「戦争と再軍備に関わらないものが保有出来る」とあり、「日本国民」が「過ち」を犯したかは疑問であるとしても、米側は「（欺いた）勢力」＝軍国主義と認識していました。ハイドパークメモによれば、ポツダム宣言に先立つチャーチルとルーズベルトの会議密約では、「壊滅」として反復的原爆投下も想定していました。

■一長一短の日本側作成案、GHQの事情）日本の戦争犯罪追求のための11カ国からなる「極東委員会」（設置1945/9月）でのソ連の影響力拡大を恐れたマッカーサーからの新憲法作成の示唆（10/4）により内閣が作成させた憲法改正案は、武力不保持はあるものの天皇統治権を残していました。一方民間人による「憲法研究会」が作成しGHQも賞賛した自由民権運動の精神を持つ革新的な草案要綱は、合衆国憲法にもない国民主権や基本的人権があっても戦力不保持の言及がなく、ともに一長一短がありました。GHQは、2・26事件（1936）や宮城事件から、天皇訴追の場合には暴動発生の可能性があると本国に伝えていました。オーストラリアの主張する天皇訴追やソ連の北海道侵攻の懸念もあり、極東委員会第一回会合（1946/2/26）の直前、GHQは進展が遅い日本政府を自ら天皇訴追を持ち出して脅し、国民主権と戦力不保持、天皇の儀式的性格などを入れた独自草案を急遽作成（2/12）。日本側が調整・修正を経て1946年8月に吉田内閣で議会提案しました。極東委員会では天皇不訴追への合意4/3、東京裁判開始5/3という流れでしたが、天皇の戦争責任に対する強硬派によって、東条英機などA級戦犯への起訴状提出は4/29（昭和天皇誕生日）、死刑執行は1948年12/23（明仁天皇誕生日）となりました。

■吉田茂の改憲理由説明、米国の真意）吉田総理は第90回帝国議会衆議院本会議（1946/8/24）第35号「帝国憲法改正案」の提案理由として天皇の大権について「帝国憲法のように天皇の大権事項を規定すると、かえって政府その他の権力者が時に誤った理念に侵されて、天皇の御名に隠れ、民意を歪曲し、国政を専断し、ややもすれば無謀なる政策を施行せんとして、遂に国家国民を破滅に導き、累の及ぶところ予断を許さざる事態に立ち至るおそれあることを免れません」と説明。「政府その他の権力者」とはしても軍を名指しませんでした。2016年バイデン副大統領（現大統領）の言葉—「私たちが（日本を）核武装させないための日本国憲法を書いた」が明らかにするように、日本の核武装化阻止がポツダム宣言、GHQ作成憲法草案の命題であり、事実日本が終戦の数年前から研究開発していた原子爆弾模型を米進駐軍は真っ先に解体、廃棄していました。吉田内閣の改憲案は421対8の圧倒的多数で成立し、日本は天皇制を維持させて再軍備を放棄しました。この過程を考えると、憲法作成には日本の官民と米国GHQの叡智が合算されたのであり、また国民の代表が圧倒的賛成を与えた点に意義が大きいと思います。それでも三島由紀夫と盾の会による「三島事件」が起きました（1970/11/25）。明治維新以降の「天皇＝神」「日本＝神国」との思想が「日本は絶対的霸者にならねば」という信念を植え付けたとしても、日本には「負けるが勝ち」という古来の知恵が、英語には「良き敗者」の言葉があります。戦勝国である国連安保理事国がどれも戦後それぞれに行ってきた戦争や他国侵攻や内紛扇動などに日本が加担せずに済んだのは、攻撃型兵器や核を持つ国にはならず不戦を続けることを世界や自国民に誓う、帝国議会が決めたこの憲法があったからです。参考：ウィキペディア「日本国憲法」（ソーリン）

## 「駅の無人化について」

一月四日、大分地裁へ行つてきました。JR無人化反対訴訟の傍聴です。県内外からたくさん的人が集まつていて傍聴券は抽選になりましたが幸い入廷することができました。今更気付いたのですが法廷はパリアフリーになつておらず、いくつかの常設の椅子が取り払われ、車イスでも傍聴できるようになりますが、法廷はパリアフリーになつておらず、いくつかの常設の椅子が取り払われ、車イスでも傍聴できるようになりました。

かなり大きく報道されたので、存じかと思いますが、賠償請求の理由は、JRの駅の無人化によつて車イスの人たちがそれまで乗っていた電車に乗れなくなつたことです。二日前までに連絡すれば駆員を派遣するどJRは言いますが、いつでも自由に利用できるのが公共交通機関であるはずなのに、今まで利用してきた人たちを排除しての無人化で、今後さらに無人駅を増やしてゆくといつているのです。

一方で、公共交通機関の役割を越えて、駅舎を商業施設やホテルに変えて、利益を上げることができているにもかかわらず、部門が別だからと鉄道部門の人員を削減して駅の無人化を進めているわけです。

国鉄が民営化で名前はJRと変わりましたが、所有する土地、建物はもともとは国有財産です。

JRの駅の無人化によつて車イスの人たちがそれまで乗っていた電車に乗れなくなつたことです。二日前までに連絡すれば駆員を派遣するどJRは言いますが、いつでも自由に利用できるのが公共交通機関であるはずなのに、今まで利用してきた人たちを排除しての無人化で、今後さらに無人駅を増やしてゆくといつているのです。

一方で、公共交通機関の役割を越えて、駅舎を商業施設やホテルに変えて、利益を上げることができているにもかかわらず、部門が別だからと鉄道部門の人員を削減して駅の無人化を進めているわけです。

といったん民営化されてしまふと、その先がどうなつっていくのか、国民に不利益が起つるようなら、軌道修正を求めていくことは国としてできることはないはずです。何と言つても天文学的な量の資産を譲り渡しましたはずですから。

一番弱い立場にいる人たちを切り捨てて、経営的にうまみのある部分だけを優先して進んでいく、こんなやり方は公共交通産業とは言えないでしょう。今は障がい者差別禁止法、そして大分県条例で、公的機関には合理的配慮が義務づけられています。JRは利益追求のための民間企業だから仕方がないのでしょうか。そんなことはありません。莫大な国有財産を引き継いでいる、まぎれもない公共交通機関なのですから。そんなことはありません。今までできていたことをできなくなるなんて、こんなことが許されていいわけがありません。そもそもあちこちで訴訟が起きてもおかしくない状況ですが、JR（の交通部門）も赤字だからとあきらめているなんて、こんなことが許されていいわけあります。

それをやらないで損得だけで結論を出してきた結果、地球規模で環境が壊れつつあるのが今の現実ではないでしょうか。

まずは大分での訴訟の支援をお願いします。できれば傍聴を。この問題は私たちの社会の問題ですから。

（寄稿：仁子）

### 声に出して読んでみましょう憲法九条

〔戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権否認〕  
①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和と誠実に希求し、國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。  
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを認めない。國の文戦権は、これを認めない。

赤とんぼの会事務局 〒八七〇-〇八五五 大分市豊饒2丁目5番53号  
TEL:090-(116)42118 FAX:097(544)8892  
ホームページ: <http://aketombo.com/> (郵便振込) 01554010-12160

### ～JR駅無人化 反対訴訟～ 第2回 口頭弁論

5月13日(木)

15:00～

大分地方裁判所

終了後、大分県弁護士会館で報告会

問合せ: 097-513-2313  
(在宅障害者支援ネットワーク)

### 編集後記

### 憲法・教育基本法 市民連続講座

### 「大分発。 沖縄は、今。」

講師: 岡村 正淳さん  
(弁護士)

とき: 6月5日(土)

13:30～

ところ: コンパルホール

400号室

主催: 市民連絡会おおいた

連絡先: 090-4583-8797  
(池田)

### 平和のための戦争展 in 大分

### 「コロナ後の社会 をどう切り拓くか」

講師: 石川 康宏さん  
(神戸女学院大学教授)

とき: 7月18日(日)

14:00～

ところ: J:COMホルトホール  
大会議室(3F)

参加費: 500円

連絡先: 090-1088-1563  
(神戸)

5月3日

### 憲法記念日講演会

### コロナ・憲法・メディア

講師: 金平 茂紀さん  
(ジャーナリスト)

とき: 10:00～

ところ: 大分県教育会館

50周年記念誌を配布します。状況によって開催の変更が予想されます。

連絡先: 097-534-3436  
(大分共同法律事務所)

又は090-1166-4218(日高)

### 5.3駅前憲法 アピール行動

とき: 14:00～

歌とアピール

ところ: 大分駅北口広場

主催: 市民連絡会おおいた

連絡先: 090-4583-8797  
(池田)